

確認事務を行おうとする法人の 熊本県公安委員会への登録

- ・ 県内において、委託を受けて確認事務を行おうとする法人は、熊本県公安委員会に申請して登録を受ける必要があります。
- ・ 登録の有効期間は3年で、更新が必要です。

欠格事由(改正道路交通法第51条の8第3号)

次のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができません。

- (1) 第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

登録要件(改正道路交通法第51条の8第4号)

登録を申請した法人は、次に掲げる要件のすべてに適合していなければなりません。

- (1) 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。
- (2) 第51条の12第3項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。
- (3) 熊本県内に事務所を有するものであること。